

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (四件) …… (環境局環境改善部化学物質対策課) ……

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除 …… (同) …… 六

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除 …… (同) …… 七

○平成二十八年年度狩猟免許更新のための適性試験及び講習の実施 …… (環境局自然環境部計画課) …… 八

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (二件) …… (産業労働局商工部地域産業振興課) …… 九

告示

●東京都告示第十三十号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月二十六日

東京都知事 舛添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (大田区平和島

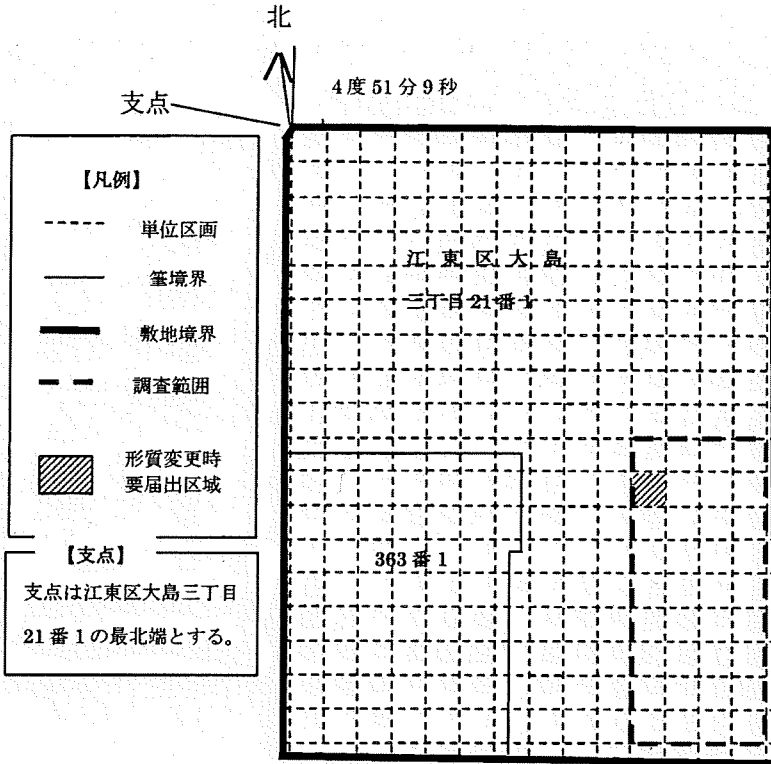
二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一條第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 【凡例】**
- 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - - - 調査範囲
 - ▨ 形質変更時
要届出区域

【支点】
 支点は江東区大島三丁目
 21番1の最北端とする。

【格子の回転角度 4度51分9秒】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

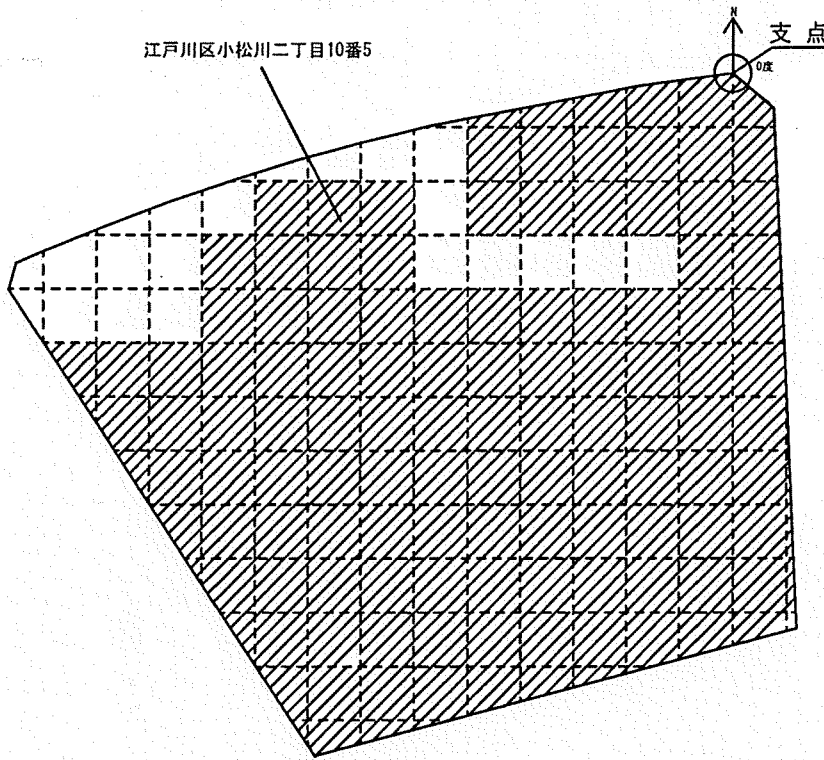
平成二十八年五月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一




一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区小松川二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図



凡例

-  : 形質変更時要届出区域
 -  : 敷地境界
 -  : 単地区画
- 【格子の回転角度：0度】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。
- 【支点】
 江戸川区小松川二丁目10番5の最北端とする。

●東京都告示第千三十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第七百五十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月二十六日

東京都知事 舛添 要一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（荒川区荒川七丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去